

委員会提出第1号議案

豊岡市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

豊岡市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月26日提出

豊岡市議会議長 嶋 崎 宏 之 様

提出者 豊岡市議会議会運営委員会  
委員長 関 貫 久仁郎

(理由)

本会議及び委員会の欠席事由等の明文化並びに請願書の押印義務の廃止を行うため。

## 豊岡市議会規則第 号

### 豊岡市議会会議規則の一部を改正する規則

豊岡市議会会議規則（平成17年豊岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第82条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第129条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 豊岡市議会会議規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正の内容

- (1) 本会議及び委員会に出席できないときの事由に公務、疾病、育児等の具体的例示を追加すること及び出産のために出席できない期間の範囲を明文化すること。(第2条、第82条関係)
- (2) 請願書における請願者の押印義務を署名又は記名押印に見直しすること。(第129条関係)

### 2 附則

この規則は、令和3年4月1日から施行すること。



2 請願を\_\_\_\_\_紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 略

4 略

ればならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 略

5 略